

都内 障害福祉サービス事業所・施設 御中

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業計画書の提出について（依頼）

日頃から、東京都の障害者福祉施策に御理解と御協力をいただき有難うございます。

東京都は、福祉・介護職員の足元の人材確保の課題に対する観点から、障害福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所を支援することを目的として、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業を実施します。事業内容については別添の厚生労働省のリーフレットを御参照ください。

本補助金の申請は、**令和7年4月15日（火）**までに「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業計画書（以下「計画書」という。）」を東京都知事に提出する必要があります。計画書の提出については、以下の障害者サービス情報に計画書の様式、提出フォーム及び問合せフォームを掲載しておりますので、必要事項を御記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

【事務連絡・様式等掲載場所】

[東京都障害者サービス情報](#)

【東京都への提出先】

提出は、下記URLからお願いいたします。

<https://logoform.jp/form/tmgform/939279>



【注意事項】

- 1 計画書の提出期限は**令和7年4月15日（火）**です。期限までに提出のない場合は、本補助金を交付できませんので御注意ください。
- 2 計画書の様式は令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の様式と一体化しております。
- 3 本補助金の計画書は、**八王子市内および児童相談所設置区の障害福祉サービス事業所等についても東京都が提出先**となります。**令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書とは提出先が異なります**ので、本補助金の計画書に対象事業所の記入漏れがないよう御注意ください。万が一、記入漏れがあった場合には本補助金の対象にはなりませんので御注意ください。

4 福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書についても令和7年4月15日（火）までに別途提出が必要です。

なお、福祉・介護職員等処遇改善加算の提出については、下記より御確認ください。

○[東京都障害者サービス情報>令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算](#)

5 処遇改善加算の再編・統合に伴う激変緩和措置として設けられた福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)～(14)につきましては、令和7年3月31日をもって終了します。令和6年度に、加算Ⅴ(1)～(14)を取得中の事業所が本補助金を申請する場合は、令和7年4月から加算Ⅰ～Ⅳを取得するため、別途処遇改善計画書を令和7年4月15日（火）までに提出する必要があります。

6 職場環境改善経費への支出や人件費の改善を行った上で、令和7年12月末日までに実績報告書を提出する必要があります。

7 実績報告書では補助金の使途について具体的に記載していただきます。補助対象となる経費の範囲については、リーフレットやQ&Aを必ずご確認ください。なお、対象経費以外に使用していたことが判明した場合は、返還となります。

8 本補助金については、全職員に対する計画書の周知と、人件費の改善に充てる場合は、人件費改善を行う方法等について職員に周知する必要があります。実施しない場合は補助要件を満たしませんのでご注意ください。

【障害福祉人材確保・職場環境改善等事業に関するお問い合わせ】

下記URL先の質問フォームよりお問い合わせください。

<https://logoform.jp/form/tmgform/952413>



※計画書の提出に関するお問い合わせはお早目をお願いします。（提出期限間近での質問フォームでのお問い合わせには、対応できない可能性があります。）

東京都福祉局 障害者施策推進部
地域生活支援課 処遇改善担当